

## はじめに

本報告書は、大気汚染防止法第22条、騒音規制法第18条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により都道府県知事に義務づけられた常時監視について、大気汚染防止法第24条、騒音規制法第19条及びダイオキシン類対策特別措置法第27条の規定に基づき、それぞれの結果を公表するものです。

本報告書では、県、佐伯市及び津久見市が実施した平成24年度の大気環境常時監視調査結果(中核市である大分市が実施した調査を除く)のほか、各種の大気環境調査の結果について掲載しています。

近年の大分県の大気環境は、概ね良好な状態であり、平成24年度についても総じて過去5年間と同様の状態で推移しています。

しかしながら、黄砂をはじめとした微小粒子状物質濃度の常時監視などについては、全国的に監視体制の強化が進められており、本県においても監視体制の整備に取り組んでいます。

また、空間放射線量率等の環境放射能の監視強化など新たな課題が生じてきており、モニタリング体制の強化と的確な情報提供が求められているところです。

本報告書が多くの方々に活用されるとともに、大気環境保全への理解の一助になれば幸いに存じます。

平成26年3月

大分県生活環境部

環境保全課長 氏田 尚之